

<論点② 地域の実情等を踏まえた府立高校の在り方、特色化・魅力化について>

協議④ 高等教育機関との高度な連携による展開・グローバル人材の育成

1 グローバルに活躍する人材の育成に関する主な政策文書等

(1) 第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定) 抜粋

2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標(7) グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

(測定指標)

- ・日本人高校生の海外留学生数を6万人にする
- 国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援
 - ・国内外において、グローバルな視点を持って活躍することを目的として、語学力とともに、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の養成などのグローバル化に対応した先進的な取組を行う高等学校を支援する。
- 日本人生徒・学生の海外留学支援

(2) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年12月閣議決定) 抜粋

(2)-①-II

(b) 地域に根ざしながらグローバルに活躍する人材育成の拡充に向けた取組を以下の施策等を通じて推進する

- ・国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラムである国際バカロレアの普及・拡大

■工程表

	2021年度	2022年度	2023～2024年度
取組内容	(a)地方大学や専修学校等の地域の人材育成機関としての機能強化の推進 (b)地域に根ざしながらグローバルに活躍する人材育成の拡充に向けた取組の推進		

(3) 国際バカロレア(IB)の導入効果 抜粋

① グローバル人材育成

- ✓ 幅広い知識の探究スキル、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成
- ✓ 国際的な視野を持ち、AI等の技術革新、将来（Society 5.0）の社会課題に対応するグローバル人材を育成

② 初等中等教育の質の向上

- ✓ IBと日本の教育政策の方向性は親和性が高い
- ✓ 主体的な学びを通じた全人教育により、水平展開できる初等中等教育の好事例を形成

③ 国際的通用性

- ✓ IB資格を活用した国内外への進路の多様化
(ex)高校段階のプログラム（DP）のスコアにより、
 - ・ 海外大学の受験に活用可能（学力試験の免除等）
 - ・ 海外大学では進学後の単位として認定 等
- ✓ 国内大学でのIB入試導入により、海外のIB生を呼び込み、国内の大学の国際化・活性化

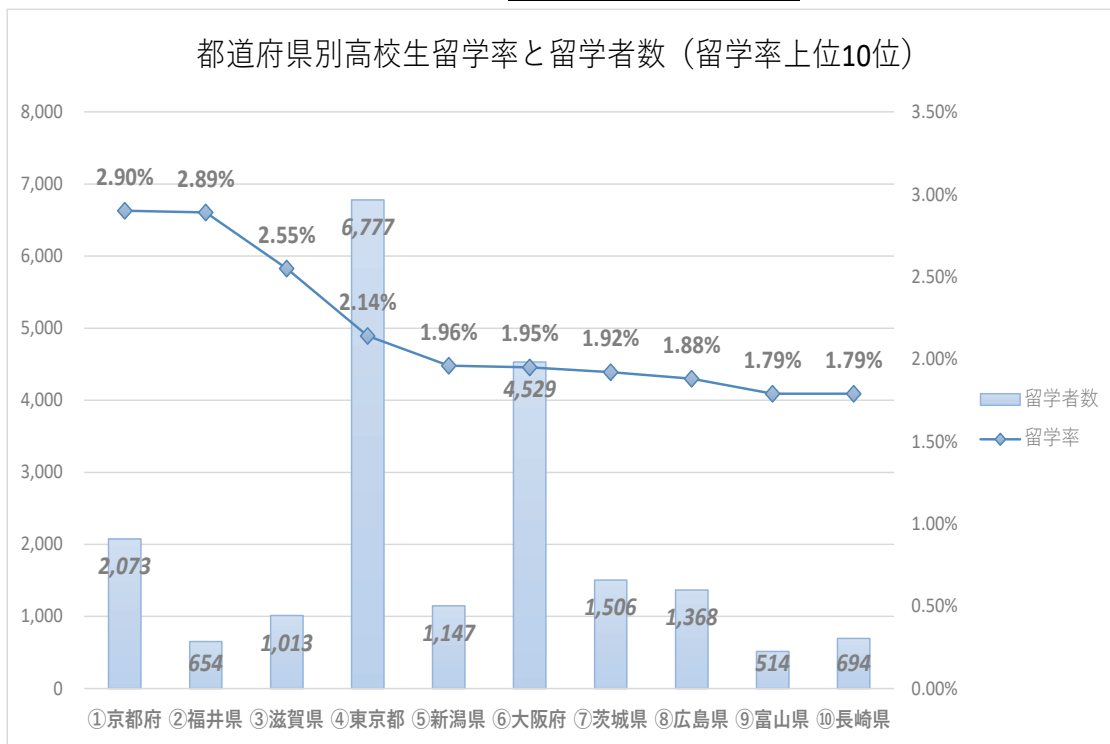


（参考）IB生の授業風景
◎市立札幌岡成中等教育学校

出典：中央教育審議会教育課程部会（第123回）資料6より抜粋

2 高校生の留学率と留学者数

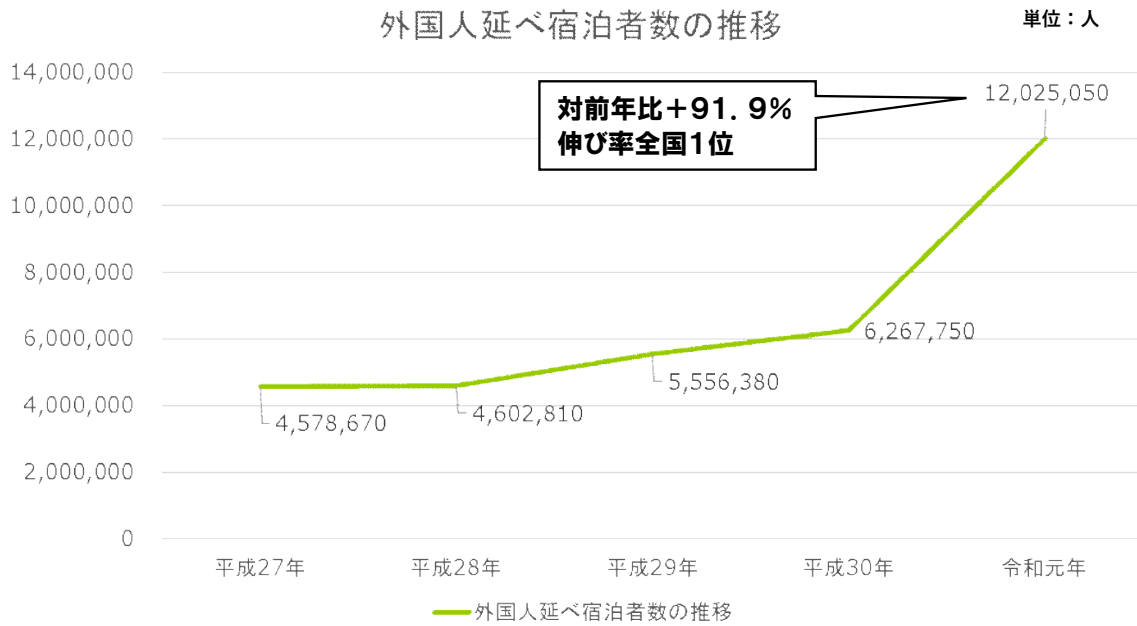
文部科学省が令和元年8月に公表した「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況」によると、高校生の留学率は、京都府が全国1位。



出典：文部科学省官民協働海外留学創出プロジェクトチーム
「トビタテ！留学JAPAN」（令和元年10月）から作成

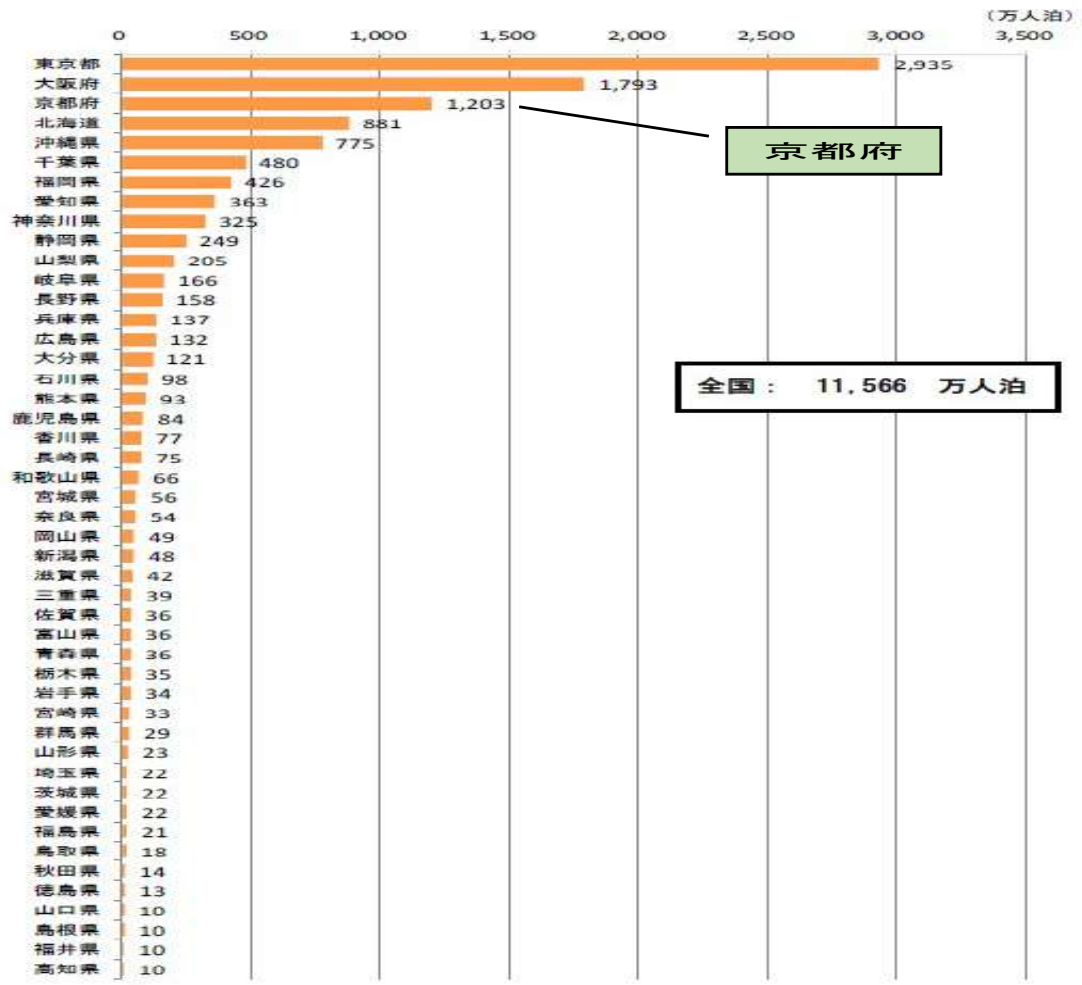
留学率全国1位（平成29年度） 短期留学：1,771人 長期留学：302人 計 2,073人

(1) 京都府の外国人延べ宿泊者数の推移



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」より作成

(2) 都道府県別外国人延べ宿泊者数 (平31.1～令元.12)



出典：観光庁「令和元年 宿泊旅行統計調査」(令和2年6月30日)

学校教育におけるSTEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

- AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている。
- 学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることとされている。

STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進することが重要

文理の枠を超えたカリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 生徒・学校・地域等の実態を踏まえ、スクール・ポリシーに基づき文理の枠を超えた教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施
- ・ スクール・ポリシーと総合的な探究の時間等の目標との関連を図る
- ・ 各教科の教師の専門性を生かした協働体制を構築
- ・ 教師の負担を軽減しつつ学校外リソースを活用するための連携体制を整備
- ・ ICTを活用した学習を積極的に推進

各教科等における探究的な学習活動の充実

- ・ 各教科等の目標の実現に向け、その特質に応じた見方・考え方を働かせながら、文理の枠を超えて実社会の課題を取り扱う探究的な学習活動を充実

統合

総合的な探究の時間、理数探究等を中心とした探究活動の充実

- ・ 複数の教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、文理の枠を超えて実社会の課題を取り扱い探究する活動を充実
- ・ 試行錯誤しながら新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を育成

深化

理学、工学、芸術、人文・社会科学等を横断した学際的なアプローチで実社会の問題を発見し解決策を考えることを通じた主体的・対話的で深い学びの実現

- ✓ 知的好奇心や探究心を引き出すとともに学習の意義の実感により学習意欲を向上
- ✓ 文理の枠を超えた複合的な課題を解決し新たな価値を創造するための資質・能力を育成
- ✓ 高等学校等における多様な実態を踏まえた探究的な学習活動を充実

STEAMの各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民、新たな価値を創造し社会の創り手となる人材として必要な資質・能力の育成

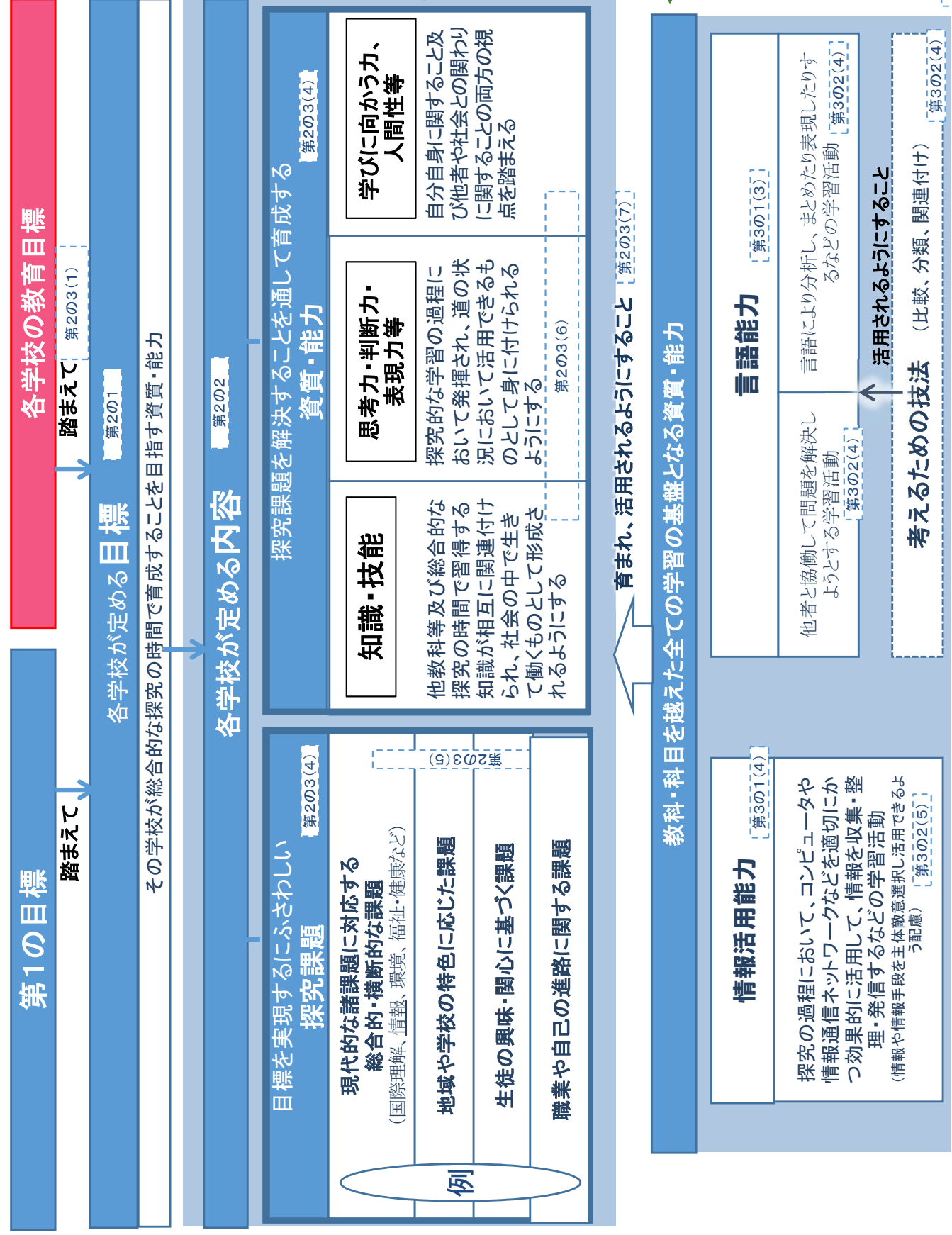
教育委員会等による支援の充実

- ・ 各学校の多様な実態を踏まえながら、スクール・ミッションに基づきカリキュラム・マネジメントを支援
- ・ ICTを活用した学習を推進するとともに、産業界や高等教育機関、社会教育施設、地域の団体等と連携し、各学校と外部の人材やコンテンツ等のリソースのマッチングを通じて社会に開かれた教育課程の実現を促進

自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる（学習指導要領前文）

新高等学校学習指導要領における「総合的な探究の時間」の構造イメージ

資料 3



他教科等で身に付けた資質・能力 相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする

第3の1(4)

目標 (第1)

学校が設定する目標 (第2の1)

学校が設定する内容 (第2の2)

学校が設定する目標及び内容の取扱い (第2の3)

指導計画 (第3の1)

内容の取扱い (第3の2)

< 論点③ 時代の変化や生徒のニーズに応じた定時制・通信制の在り方について >

協議⑤ 個に応じた学びのための柔軟な教育システム

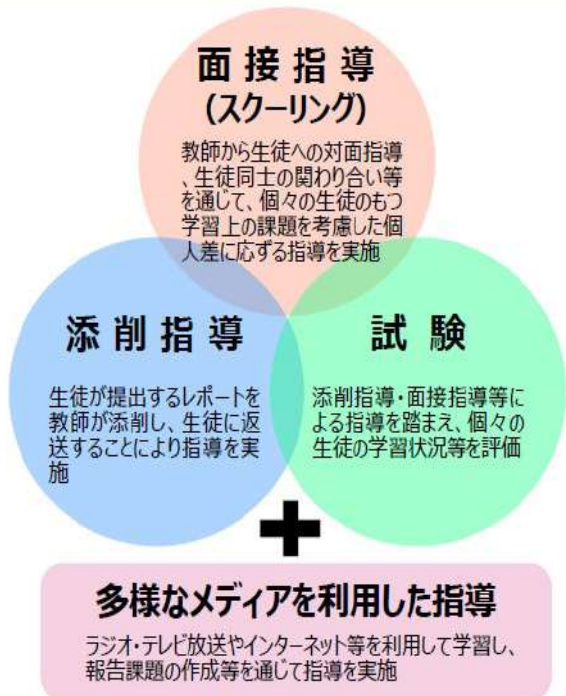
1 通信制高等学校・高等学校通信制課程の現状

(1) 制度概要（通信教育の方法）

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- 高等学校通信制課程は、**勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして**戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして**、**添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法



教育課程の特例 (※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5)

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、**下表のとおり定められている。**
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。
(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

(2) 高等学校生徒数の推移

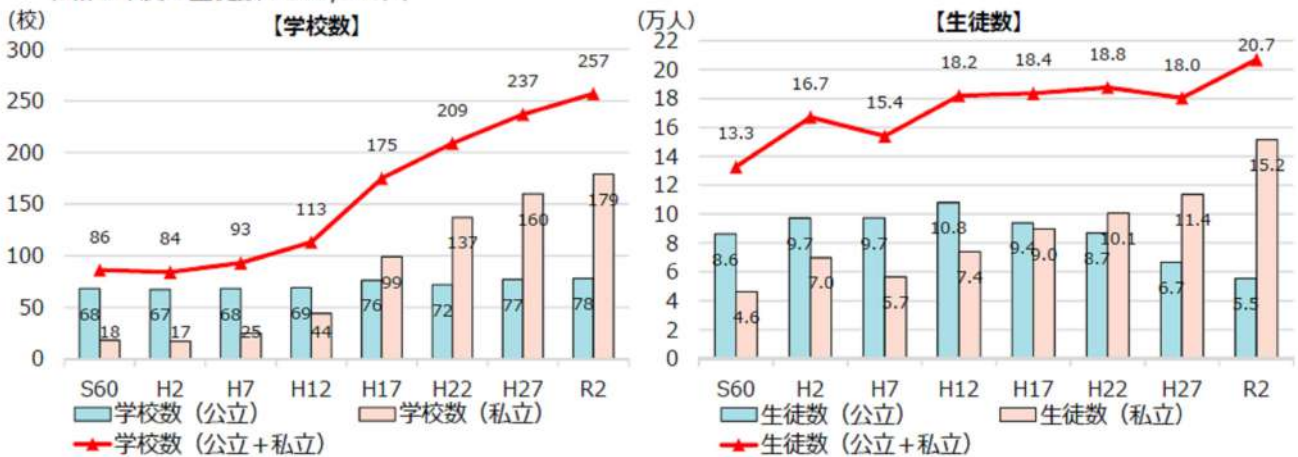
① 全国の状況

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している。（平成2年からの20年間で、私立の生徒数は2倍以上に増加する一方で、公立の生徒は半減）

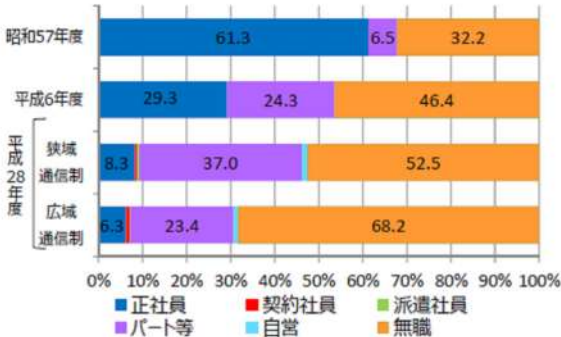
【1. 通信制課程の学校数・生徒数【推移】】

令和2年度の学校数：257校
令和2年度の生徒数：206,948人

（文部科学省「学校基本調査」）



【2. 生徒の就業状況の変化】



【3. 生徒の実態等】

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

（「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業））

② 府立高校通信制課程の状況

府立高校の通信制課程の生徒数も徐々に減少しているが、直近5年間は700人前後で推移している。

単位：人

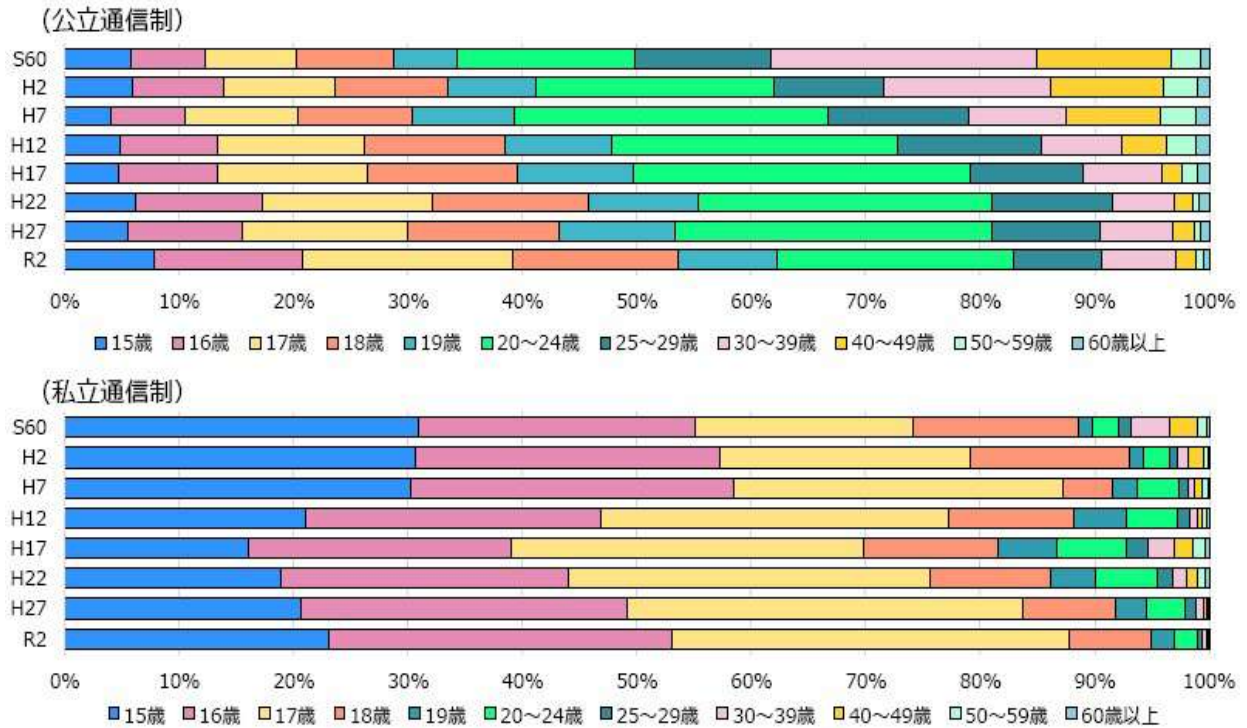
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2-H23	R2/H23
府立高校通信制	1,122	1,072	952	811	758	705	681	671	723	681	▲ 441	60.7%

出典：京都府教育委員会（各年度5月1日現在）

(3) 通信制課程における年齢別生徒数の推移

①全国の状況（公私別）

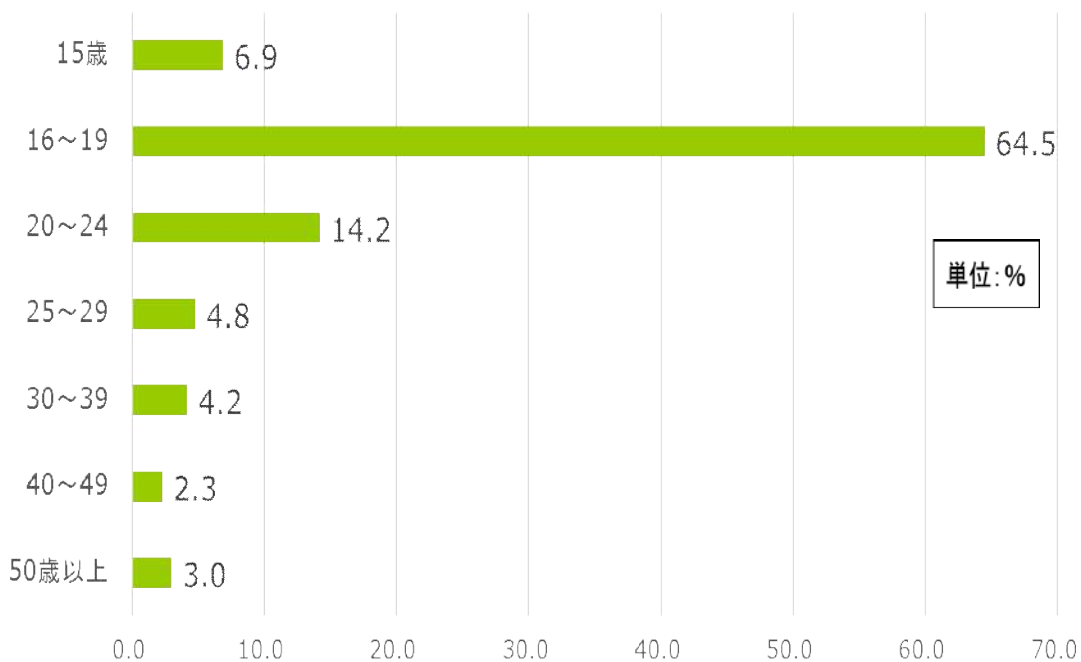
- 公立通信制では、生徒層の若年化が見られるが、若年層のみならず多様な年齢層の生徒が学んでいる状況にある。
- 私立通信制では、従前から若年層の生徒が多く学んでいる状況にある。



出典：文部科学省「令和の日本型教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議資料

②府立高校の状況（令和3年5月1日在籍生徒）

在籍生徒の年齢別生徒数の割合



出典：令和3年度学校要覧により作成（朱雀高校及び西舞鶴高校）

2 通信制高校に関する関係答申

(1) 教育再生実行会議第十二次提言(令和3年6月3日) 抜粋

④学びの多様化等

- 国は、学習の遅れのみられる児童生徒にはより重点的な指導を行ったり、学習進度の速い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりするなど、オンラインを活用した授業の好事例を示す。また、必要に応じて、学年・学校段階を超えた学びが許容されることを周知する。高等学校においては全日制・定時制・通信制の課程を超えた学びも促進するとともに、それらの在り方についても検討する。

初等中等教育段階においては、学校の「集う機能」に特に存在意義があり、対面での学びが基本です。一方、社会の急激な変化や技術の進展、国際的な潮流等を踏まえれば、対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方を今後更に掘り下げて議論することも必要であると考えます。

(略)

例えば、遠隔・オンライン教育の内容や方法の開発状況を考慮するとともに、対面指導の重要性や通信教育の質保証の観点等を踏まえ、高等学校の全日制・定時制・通信制の区分や早期卒業に関する制度の在り方、大学におけるオンライン授業の単位数上限などの在り方についても検討すべきです。

(2) 規制改革推進に関する答申(令和3年6月3日 規制改革推進会議) 抜粋

イ デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し

<基本的な考え方>

大学と同様、高校においても、デジタル技術を活用することによる質の向上を図ることができるとともに、オンライン教育等の活用により、従来の通信制教育を一層高めていくことが必要になる。

<実施事項>

- a デジタル技術の進歩と活用により、各高校がより多様な教育を提供することが可能となったことを踏まえ、全日制・定時制と通信制のそれぞれの長所を活かしながら、教育現場の独自性が活かされるようにすべきである。このような観点から、高等学校設置基準に定める施設・設備要件については、より柔軟な対応が可能となるようにすべきである。全日制・定時制・通信制それぞれの設置基準についても、教育現場における創意工夫が最大限生かされ、質の高い教育が実現できるよう、柔軟なものに見直していく必要がある。したがって、「校舎の面積」、「運動場の面積」、「校舎に備えるべき施設」、「その他の施設(体育館)」について、各要件の根拠を明確にするとともに、今の時代に即した抜本的な見直しを行う。